

第 3 期 連結計算書類

〔 自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日 〕

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,630,772	流動負債	1,292,780
現金・預金	1,460,546	トレーディング商品	2,302
預託金	720,000	商品有価証券等	-
トレーディング商品	68,726	デリバティブ取引	2,302
商品有価証券等	68,726	約定見返勘定	-
デリバティブ取引	-	信用取引負債	149,680
営業投資有価証券	6,192	信用取引借入金	149,680
約定見返勘定	26,790	信用取引貸証券受入金	-
信用取引資産	149,680	預り金	959,817
信用取引貸付金	149,680	未払金	34,494
信用取引借証券担保金	-	未払費用	119,765
立替金	3,899	未払法人税等	13,351
短期差入保証金	40,611	リース債務	10,217
前払費用	19,158	その他の流動負債	1,251
未収入金	2,510	固定負債	296,141
未収収益	132,530	退職給付に係る負債	278,228
その他流動資産	126	資産除去債務	12,117
固定資産	100,202	繰延税金負債	2,047
有形固定資産	41,008	リース債務	3,748
建物	23,924	特別法上の準備金	5,633
器具・備品	10,446	金融商品取引責任準備金	5,633
リース資産	6,637	負債合計	1,594,556
無形固定資産	10,332	純資産の部	
ソフトウェア	4,445	株主資本	1,134,876
リース資産	5,834	資本金	1,000,000
その他	52	資本剰余金	21,184
投資その他の資産	48,861	利益剰余金	113,692
投資有価証券	1,875	その他の包括利益累計額	1,541
出資金	10,133	その他有価証券評価差額金	1,541
関係会社出資金	1,409	純資産合計	1,136,418
長期差入保証金	35,239	負債・純資産合計	2,730,974
長期前払費用	205		
資産合計	2,730,974		

連結損益計算書

（ 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		1,740,837
受 入 手 数 料	1,288,646	
ト レー ディング 損 益	446,673	
金 融 収 益	5,517	
金 融 費 用		9,213
純 営 業 収 益		1,731,623
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		1,733,926
取 引 関 係 費	507,786	
人 件 費	942,698	
不 動 産 関 係 費	89,196	
事 務 費	110,965	
減 価 償 却 費	26,022	
租 税 公 課	30,329	
その他の販売費・一般管理費	26,927	
営 業 損 失		2,302
営 業 外 収 益		171
受 取 利 息	1	
そ の 他	169	
営 業 外 費 用		814
支 払 利 息	62	
そ の 他	752	
経 常 損 失		2,945
特 別 利 益		-
特 別 損 失		31,701
訴 訟 関 連 費 用	31,701	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		34,647
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,317
法 人 税 等 調 整 額		△260
当 期 純 損 失		37,703
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		37,703

連結株主資本等変動計算書

〔 自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 3 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首 残高	1,000,000	21,184	151,396	—	1,172,580	339	339	1,172,920
親会社 株主に 帰属す る当期 純利益	—	—	△37,703	—	△37,703	—	—	△37,703
株主資 本以外 の項目 の当期 変動額 (純額)	—	—	—	—	—	1,202	1,202	1,202
当期 変動額 計	—	—	△37,703	—	△37,703	1,202	1,202	△36,501
当期末 残高	1,000,000	21,184	113,692	—	1,134,876	1,541	1,541	1,136,418

連 結 注 記 表

当社及び連結子会社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）、及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3 社

連結子会社の名称

キャピタル・パートナーズ証券株式会社、キャピタル アセットマネジメント株式会社、
キャピタルエイシア・インベストメント株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

Capital Partners Vietnam Consulting Company Limited、Japan Vietnam Research
Company Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

会社の名称

（非連結子会社）

Capital Partners Vietnam Consulting Company Limited、Japan Vietnam Research
Company Limited

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響は軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) トレーディング商品に属する有価証券（売買目的有価証券）等の評価基準及び評価方法

トレーディング商品に属する有価証券、デリバティブ取引、並びに営業投資有価証券等については、時価法を採用しております。

- (2) トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準及び評価方法
- ① 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。ただし、連結子会社のうち1社は平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備以外の有形固定資産について定率法を採用しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。
 - ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。
 - ② 賞与引当金
従業員の賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。
5. 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
6. 金融商品取引責任準備金
証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第175条に定めるところにより算出した額を計上しております。
7. 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
8. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益処理しております。
9. 連結納税制度の適用
キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

10. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産 預金 50,000 千円
 上記の資産に銀行取引に係る根担保が設定されておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 90,749 千円
3. 差入有価証券等
- (1) 差入れている有価証券等の時価額
- | | |
|---------------|-----------|
| 信用取引貸証券 | 一千円 |
| 信用取引借入金の本担保証券 | 130,811千円 |
| 差入保証金代用有価証券 | 137,867千円 |
- (2) 差入れを受けている有価証券の時価額
- | | |
|---------------|-----------|
| 信用取引借証券 | 一千円 |
| 信用取引貸付金の本担保証券 | 130,811千円 |
| 受入保証金代用有価証券 | 161,242千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
普通株式	132,894	—	—	132,894

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、有価証券の売買及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い、並びにその他の有価証券関連業等の金融商品取引業を行っております。

これらの事業を行うため、当社及び連結子会社では主に自己資金によっております。

資金運用については短期的な預金等のほか、顧客の資金運用やリスクヘッジなどのニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するためのトレーディング業務等を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社及び連結子会社が保有する金融商品は、主に事業資金に充てるための現金・預金、法令に基づき外部金融機関に信託する顧客分別金信託であり、預金や顧客分別金信託は預入先の信用リスクに晒されておりますが、取引相手先はいずれも信用度の高い銀行であるため、相手方の債務不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

信用取引貸付金は顧客の運用ニーズに対応するための短期貸付金であり、顧客の信用リスクに晒されております。

また、自己の計算に基づき保有する商品有価証券及び投資有価証券は、主に株式、債券等であり、商品有価証券については顧客の資金運用やリスクヘッジなどのさまざまなニーズに対応するための顧客との取引、及び自己の計算に基づき会社の利益を確保するための取引等のトレーディング業務のために保有し、投資有価証券については事業推進目的等で保有しているものがあります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、及び市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社及び連結子会社の信用リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、特定の業種・企業・グループ等への与信集中を排除し、リスク分散と適度なリターンの確保に努めております。また、個別与信先の信用力、事業内容及び成長性等を総合的に斟酌した与信管理を徹底しております。具体的には、信用取引に関する与信管理を営業総務部、コンプライアンス部で日々行っているほか、総合企画部でも取引先等の信用リスクに関して、必要に応じて経営陣に報告するなどして管理しております。

② 市場リスクの管理

当社及び連結子会社の市場リスクの管理については、リスク管理規程に則り行っており、株価、金利、外国為替相場等の変動を適切に認識し、リスクのコントロールと収益の安定的な確保に努めております。主として顧客との取引から発生するトレーディング業務に関する有価証券については、リスク管理方針等に則した社内規程に基づき、取引を行う部門毎及び商品毎に許容可能なリスク量（ポジション枠）を予め定めるとと

もに、ロスカット基準などを設けたうえで、運用環境、当社財務状況等を勘案し、運用
 枠等の見直しを図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての捕捉説明

金融商品の時価には市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的
 に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等
 を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもありま
 す。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次
 のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(注2)

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,460,546	1,460,546	—
(2) 預託金	720,000	720,000	—
(3) 商品有価証券	68,726	68,726	—
(4) 営業投資有価証券	6,192	6,192	—
(5) 約定見返勘定	26,790	26,790	—
(6) 信用取引資産	149,680	149,680	—
(7) 立替金	3,899	3,899	—
(8) 短期差入保証金	40,611	40,611	—
(9) 未収入金	2,510	2,510	—
(10) 未収収益	132,530	132,530	—
(11) 投資有価証券	1,875	1,875	—
(12) 長期差入保証金	35,239	35,254	15
資産合計	2,648,601	2,648,617	15
(1) 商品有価証券	—	—	—
(2) 約定見返勘定	—	—	—
(3) 信用取引負債	149,680	149,680	—
(4) 預り金	959,817	959,817	—
(5) 未払金	34,494	34,494	—
(6) 未払費用	119,765	119,765	—
(7) 未払法人税等	13,351	13,351	—
(8) リース債務	13,966	13,870	△95
負債合計	1,291,075	1,290,980	△95
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,302)	(2,302)	—
デリバティブ取引合計	(2,302)	(2,302)	—

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務と
 なる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) (3) 商品有価証券（資産）、(4) 営業投資有価証券、(11) 投資有価証券 及び (1) 商品有価証券（負債）

これらの時価は公表されている市場価格により、また時価の公表されていないものは社内「時価算定基準」により適正な時価を算出しております。

(2) (12) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来のキャッシュフローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(3) (8) リース債務

リース債務の時価については、その将来のキャッシュフローに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(4) 上記以外

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格に近似していることから、当該帳簿価格によっております。

(5) デリバティブ取引

外国為替証拠金取引の時価は、外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められるため、開示していない金融商品は次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 出資金	10,133
② 関係会社出資金	1,409

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	8,551 円 31 銭
1 株当たり当期純損失	283 円 71 銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当 期 純 損 失 金 額	37,703 千円
普 通 株 主 に 帰 属 し な い 金 額	— 千円
普 通 株 式 に 係 る 当 期 純 損 失 金 額	37,703 千円
普 通 株 式 の 期 中 平 均 株 式 数	132,894 株

第3期 連結キャッシュ・フロー計算書

〔 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日 〕

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	△364,709	△34,647
減価償却費	32,328	26,022
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△94,832	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 5,400	1,900
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	624	△ 19,342
受取利息配当金	△ 9,474	△ 789
支払利息	12,465	5,712
固定資産除却損	4,317	0
預託金の増減額 (△は増加)	150,000	△170,000
投資有価証券評価損	10,462	—
投資有価証券償還損	1,535	—
トレーディング商品 (資産) の増減額 (△は増加)	△ 5,994	29,738
営業投資有価証券 (資産) の増減額 (△は増加)	132,804	40,613
信用取引資産の増減額 (△は増加)	60,682	23,431
信用取引負債の増減額 (△は減少)	△60,682	△23,431
立替金の増減額 (△は増加)	190,371	3,796
預り金の増減額 (△は減少)	△264,679	557,979
差入保証金の増減額 (△は増加)	79,515	38,199
受入保証金の増減額 (△は減少)	△38,921	△20,888
その他の資産の増減額 (△は増加)	69,344	△50,225
その他の負債の増減額 (△は減少)	35,109	17,424
小計	△65,134	425,493
利息及び配当金の受取額	9,474	4,451
利息の支払額	△12,465	△ 5,712
法人税等の支払額	△6,326	△ 2,472
営業活動によるキャッシュ・フロー	△74,452	421,760
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の払戻しによる収入	41,862	8,379
有形固定資産の取得による支出	△21,645	△ 3,838
無形固定資産の取得による支出	△800	△ 3,440
差入保証金の回収による収入	10,400	—
差入保証金の取得による支出	—	△16
出資金の回収による収入	—	124
投資活動によるキャッシュ・フロー	29,817	1,209
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△15,712	△12,721
財務活動によるキャッシュ・フロー	△15,712	△12,721
IV 現金及び現金同等物の換算差額	△10,226	6,901
V 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△70,574	417,150
V 現金及び現金同等物の期首残高	1,063,970	993,395

VI 現金及び現金同等物の期末残高	993,395	1,410,546
-------------------	---------	-----------

当社及び連結子会社の連結キャッシュ・フロー計算書は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に準拠して作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び当座預金、普通預金等の随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期資金（トレーディング商品を除く）からなっております。

【その他の注記】

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)	当連結会計年度 (自令和2年4月1日 至令和3年3月31日)
現金・預金勘定	1,043,395	1,460,546
預入期間が3か月を 超える定期預金等	△50,000	△50,000
現金及び現金同等物	993,395	1,410,546

第 3 期 計 算 書 類

〔 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日 〕

キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	58,695	流動負債	146,345
現金・預金	49,715	預り金	1,115
前払費用	670	未払金	137,072
未収入金	8,309	未払消費税等	3,057
		未払費用	1,247
		未払法人税等	3,852
固定資産	1,665,558	固定負債	1,775
有形固定資産	189	退職給付引当金	1,678
器具・備品	189	長期未払金	96
投資その他の資産	1,665,368		
関係会社株式	1,665,308	負債合計	148,120
長期差入保証金	60	純資産の部	
		株主資本	1,576,132
		資本金	1,000,000
		資本剰余金	682,121
		資本準備金	250,000
		その他資本剰余金	432,121
		利益剰余金	△105,989
		利益準備金	-
		その他利益剰余金	△105,989
		繰越利益剰余金	△105,989
		評価・換算差額等	-
		その他有価証券評価差額金	-
		純資産合計	1,576,132
資産合計	1,724,253	負債・純資産合計	1,724,253

損 益 計 算 書

（ 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日 ）

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		145,276
経 営 指 導 料	145,260	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	—	
受 入 手 数 料	16	
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		154,132
取 引 関 係 費	2,608	
人 件 費	127,578	
不 動 産 関 係 費	12,052	
事 務 費	468	
減 価 償 却 費	189	
租 税 公 課	10,148	
そ の 他	1,086	
営 業 損 失		8,856
営 業 外 収 益		—
営 業 外 費 用		—
経 常 損 失		8,856
特 別 利 益		—
特 別 損 失		67,963
関 係 会 社 株 式 評 価 損	67,963	
税 引 前 当 期 純 損 失		76,819
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		431
当 期 純 損 失		77,250

株主資本等変動計算書

〔 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日 〕

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他 利益剰余 金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金合 計		
当期首 残高	1,000,000	250,000	432,121	682,121	—	△28,738	△28,738	—	1,653,383
当期 純利益	—	—	—	—	—	△77,250	△77,250	—	△77,250
株主資本 以外の項 目の当期 変動額(純 額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期 変動額計	—	—	—	—	—	△77,250	△77,250	—	△77,250
当期末 残高	1,000,000	250,000	432,121	682,121	—	△105,989	△105,989	—	1,576,132

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	—	—	1,653,383
当期純利益	—	—	△77,250
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—
当期変動額計	—	—	△77,250
当期末残高	—	—	1,576,132

個 別 注 記 表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき、作成しております。

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券等の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付の自己都合要支給額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。
4. 消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。
5. 連結納税制度の適用
当社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。
6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
「所得税法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 8 号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第 39 号 2020 年 3 月 31 日）第 3 項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2018 年 2 月 16 日）第 44 項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

【貸借対照表に関する注記】

- | | |
|-----------------------|--------|
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 378 千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |

関係会社に対する短期金銭債権	7,467千円
関係会社に対する短期金銭債務	137,385千円

【損益計算書に関する注記】

1. 関係会社との取引高

営業取引高	
営業収益	145,260千円
販売費及び一般管理費	11,090千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	一千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

2. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	132,894株	—	—	132,894株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金及び未払事業税であります。全額、評価性引当額を計上しております。

【関連当事者との取引に関する注記】

(単位：千円)

1. 子会社及び関連会社等

属性	氏名又は名称	議決権の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
子会社	キャピタル・パートナーズ証券株式会社	所有直接(100%)	役務の提供	経営指導	111,800	—	—
				出向負担金	55,209	未払金	117,123
子会社	キャピタルアセットマネジメント株式会社	所有直接(100%)	役務の提供	経営指導	33,460	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 経営指導料については、提供する役務内容に基づき、交渉のうえ価格等を決定しております。
- (2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	11,860円07銭
1株当たり当期純損失	581円29銭

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純損失金額	77,250千円
普通株主に帰属しない金額	—千円
普通株式に係る当期純損失金額	77,250千円
普通株式の期中平均株式数	132,894株

第 3 期計算書類附属明細書

〔 自 令和 2年 4月 1日
至 令和 3年 3月 31日 〕

1. 有形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価格	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価格	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	器具・備品	378	—	—	189	189	378	568

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
退職給付引当金	1,047	631	—	1,678

3. 販売費および一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目		金 額
取引関係費	支払手数料	250
	通信・運送費	52
	旅費・交通費	2,206
	広告宣伝費	9
	交際費	89
	小計	2,608
人件費	役員報酬	40,707
	従業員給料	64,715
	その他の報酬・給料	6,783
	退職給付費用	3,744
	福利厚生費	11,627
小計	127,578	
不動産関係費	不動産費	11,483
	器具・備品費	568
	小計	12,052
事務費	事務委託費	421
	事務用品費	46
	小計	468
減価償却費		189
租税公課		10,148
その他の販売費・一般管理費		1,086
合計		154,132

独立監査人の監査報告

令和3年6月9日

キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 五大
東京都中央区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮村和哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施

に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告

令和3年6月9日

キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人 五大
東京都中央区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮村和哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャピタルフィナンシャルホールディングス株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企

業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連すると記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上